

# いじめ防止基本方針

令和6年 4月改定  
流山市立新川小学校

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。  
（「いじめ防止対策推進法 第2条より」）

### (2) いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止と早期発見・早期対応に取り組む。

### (3) いじめの解消

#### ○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

#### ○被害者が心身の苦痛を感じていないこと被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

この双方の条件を満たした場合のみ解消とする。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

#### ○構成員

校長及び教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学級担任等から構成し、随時、関係職員やスクールカウンセラーなどが参加することとする。

#### ○活動内容

- ・いじめの未然防止に関する取り組み
- ・いじめの早期発見に関する取り組み
- ・いじめ事案に対する迅速かつ適切な対応に関する協議

#### ○開催

月一回開催している生徒指導部会をこれに兼ねることとする。但し、いじめ事案発生時は、緊急開催とし、その後も随時開催する。なお、職員会議の場において、情報共有及び共通理解を図ることとする。

### 3 いじめ未然防止、早期発見、組織的対応のための取組

#### (1) いじめに気づこう～ふだんと違った様子・行動に気をつける～

<p>登下校時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・登校をしぶる</li><li>・他の子の荷物を持っている</li><li>・持ち物や衣服が汚れている</li><li>・表情がさえない</li><li>・保健室によく通う</li></ul>	<p>授業中</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・冷やかされる</li><li>・授業を抜け出す</li><li>・おどおどしている</li><li>・ポーっとする</li><li>・挙手（発表）が減る</li></ul>	<p>休み時間</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一人で過ごすことが多い</li><li>・よく教室外へ行く</li><li>・よく保健室に行く</li><li>・他学級の友だちと過ごす</li><li>・教室で過ごすことが増える</li></ul>
<p>昼食時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・食欲がない</li><li>・会話をせずに一人で食べている</li></ul>	<p>持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・靴がなくなる、隠される、移動させられる</li><li>・落書きをされる</li><li>・教科書などが破れている</li><li>・勝手に物を使われる</li><li>・お金を持ち出す</li></ul>	<p>身体の変化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・顔や体にあざがある</li><li>・腹痛、頭痛、下痢、脱毛などの症状が現れる</li></ul>

教職員が「大丈夫」と即断してはいけない。

悪ふざけやケンカ、被害者の思い込み、被害者にも問題がある…など

#### (2) いじめと真正面から向き合う

○常にいじめを意識、点検（定期的なアンケート調査、個人面談、家庭訪問等）を行う。

※学校生活アンケートについては、5年間保存するものとする。（当該学年の翌年から起算する）

○被害者の訴えを共感的に受理

○情報提供については真摯に享受

○事象には迅速かつ組織的に対応

○指導内容の記録を徹底（週案等に記載→日時、場所、どんなことがあったのかなど）

#### (3) いじめを許さない学校づくりのために

全教職員一丸となって、「予防・発見」「啓発」「体制づくり」「連携」「相談」「対応」を進める。

○予防・発見

・命の大切さを実感させること、豊かな人間関係の形成を目指し、教職員一人ひとりが、道徳の時間や学級活動はもちろん、人権教育や様々な体験活動など、全ての教育活動を通じて、子ども同士の心の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを行う。

・子どもの主体的な学びを引き出す授業実践を行うために、自身の指導方法の改善や個に応じた指導の工夫、板書の工夫などを通してわかる授業づくりと学習習慣づくりを行う。

- ・子どもとともに活動し、信頼関係を構築する。
- ・児童会活動の充実。
  - a シスタークラスによるふれあい遊び（異年齢交流）の実施
- ・日々の生活の中の子どもの人間関係を観察し、いじめの予防・早期発見に努める。
  - a 年に2回（6月・11月）、いじめに関するアンケート実施
  - b 年1回児童と保護者を対象にしたアンケートの実施
  - c 個人面談（7月、12月）の実施
  - d 相談箱の設置
- ・教職員の不適切な言動が、いじめを助長する場合があることを認識し、行動する。
- ・過度の競争意識、勝利至上主義が、いじめを誘発する場合があることを認識し、行動する。
- ・養護教諭・教頭が本校の学校相談窓口となっている事を周知する。

#### ○啓発

- ・保護者や地域の方といじめの問題について協議するとともに、学校におけるいじめへの対応方針や指導の在り方を公表し、理解と協力を得よう努める。
- ・懇談会等で家庭教育プログラム等の資料を用いて、いじめの防止について確認していく。
- ・暴力や暴言を排除するという意思を、学校全体で持てるように、声をかけ合う。
- ・ネット上のいじめに対する児童・保護者への啓発をする。

※「ネット上のいじめ」とは

携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

- a 「携帯安全教室」や「マナー教室」、「情報モラル研修会」等を開催する。
- b インターネットの危険性、安全対策を保護者に伝え、協力を仰ぐ。

#### ○体制づくり

- ・職員会議や研修で、いじめの問題を定期的に取り上げ、共通理解を図る。
- ・いじめに関する情報について全職員で共有する。
- ・児童会などの児童の自発的な活動を支援する。
- ・いじめを認知した際の役割分担や対応手順を明確にする。
- ・経緯や指導内容など、記録していく。
- ・友達（人）を傷つけたり、ものを壊したり、すぐに解決しなかったりしたトラブルについては、いつ、どこで、誰が誰と、どのようにして、何があった、その後の対応などについて記録する。

#### ○連携

- ・家庭訪問や面談、保護者会、学校だよりの発行を通じて、平素から保護者との信頼関係の構築を図る。
- ・警察署、地域の方々との会議を開催し、いじめへの対応の協力を得るために連携を密にする。

#### ○相談

- ・子どもがいじめ等の学校生活に関する相談ができるように校内組織を整備し、教育相談体制の充実を図るとともに、子どもと強い信頼関係を築く。

○対応

- ・いじめられている子どもの心情に寄り添いながら、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように等」の情報共有すべき内容を聞き取ることで、早期の対応に努めつつ今後のよりよい対応を検討し、支援にあたる。

※対応マニュアルについては、別紙参照。

(4) 保護者や関係機関との連携

○保護者・家庭との連携（学級担任を中心に対応）

- ・学校から伝えること
  - a 被害者最優先の姿勢で対応する方針
  - b 加害者側への毅然とした対応
- ・学校が確認すること
  - a 保護者が知りえた情報
  - b 学校に対する要望
  - c 警察への被害申告の意思
  - d 学校の具体的支援の内容
- ・学校が配慮すること
  - a 知りえた事象内容の保護者への公表(丁寧な説明を心がけ、隠蔽や虚偽の説明を行わない。)
  - b 安全配慮が不十分であった場合の謝罪

○PTAとの連携（管理職中心に対応）

- ・学校から伝えること
  - a 被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
  - b 見守り隊の依頼
- ・学校が確認すること
  - a PTAが知りえた情報
  - b 学校に対する具体的支援の内容

○医療機関・児童相談所・市カウンセラー・弁護士等との連携（管理職、生徒指導主任中心に対応）

- ・学校から伝えること
  - a 被害関係者の意向を十分に確認した上で、学校長が必要と判断した事象内容
  - b 学校への協力依頼
- ・学校が確認すること
  - a 関係機関が知りえた情報
  - b 専門的立場からの助言
  - c 学校に対する具体的支援の内容

○警察との連携（管理職、生徒指導主任を中心に対応）

- ・学校から伝えること
  - a 児童の健全育成を図ることを目的とした「学校警察連絡協議会」の開催と情報共有と対応の協議
  - b 犯罪行為となるいじめ事象  
(事象内容、関係児童、被害申告の意思、学校の指導方針等)
  - c 今後、犯罪行為に発展するおそれのあるいじめ事象や学校長が判断した事象については連絡をとり、警察との連携が必要な場合は対応を依頼

(5) いじめに適切に対応するために再確認すること

いじめの特徴

- ・多数の加害者が少数の被害者をいじめるといふ、逆三角形の構図で行われることが多い。
- ・被害者と加害者の立場が逆転することがある。
- ・集団から異質なものを排除し、孤立させようとする傾向がある。
- ・プロレスごっこのように、ゲームや遊びを装って行われることがある。
- ・「～をしたから悪い。」「～だから仕方がない。」というように、いじめられる理由づけをして、いじめを正当化することがある。
- ・暴力行為や不登校という形で現れることがある。

子どもとのかかわりについて～相談しやすい教職員であるために～

いじめられている子どもは、心配をかけたくないという思いや、集団からの孤立や仕返しを恐れる思いから、教職員や保護者にいじめられていると訴えることが難しいものです。いじめの早期発見には、日ごろからの子どもへのかかわりが大切になります。

子どもとの信頼関係を築いておく

ふだんからの声かけ、相談への真摯な対応 等

子どもが相談しやすい環境づくりをする

話しかけやすい態度、話しかけやすい機会 等

子どもとの友人関係を把握しておく

教育相談、各種調査、学校生活を共に過ごす 等

子どもとふれあう時間をもつ

休憩時間、清掃時間、学級活動 等

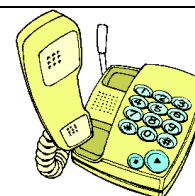
子どもの様子をしっかりと観察し、変化を見逃さない目をもつ



#### 4 いじめ防止対策年間計画

月	学校行事（予定）	学校いじめ対策
4	始業式 入学式 入学を祝う会 地区児童会 学力テスト 交通安全教室 学区調査 学級懇談会 希望面談週間	生徒指導部会 生徒指導年間計画及び全体計画の周知 学校いじめ防止基本方針HP掲載 教育相談窓口の周知 第1回特別支援推進委員会において、 児童の情報共有と共通理解 学校生活の決まりの確認
5	防犯教室 陸上部を励ます会 春季大運動会 各種検診	生徒指導部会
6	全校集会 林間学園 6年生校外学習 （プール開き） ロング学習参観 奉仕活動週間 ふれあい遊び	第1回学校生活アンケート実施 担任が学級の児童全員と面談 学校生活アンケート集計後全職員で情 報共有 生徒指導部会
7	ふれあい会 薬物乱用防止教室 個人面談 終業式	生徒指導部会 第2回特別支援推進委員会において、 児童の情報共有と共通理解
8		生徒指導部会
9	始業式 中学年校外学習	生徒指導部会 長期休業開けの生活指導 学校生活の決まりの再確認
10	修学旅行 音楽部を励ます会 ミニバス部を励ます会 低学年校外学習 校内授業研究会	生徒指導部会
11	全校集会 奉仕活動週間（落ち葉） 希望面談週間 持久走記録会 オープンスクール・収穫祭	第2回学校生活アンケート実施 担任が学級の児童全員と面談 学校生活アンケート集計後全職員で情 報共有 生徒指導部会

	就学時健診 校内授業研究会 ふれあい遊び	
1 2	学級懇談会 昔遊びの会 戦争体験の話 個人面談 終業式	生徒指導部会 第3回特別支援推進委員会において、 児童の情報共有と共通理解
1	始業式 席書会（書道ボランティア） がん教育授業 校内授業研究会	生徒指導部会 長期休業明けの生活指導 学校生活の決まりの再確認 学校生活アンケート（児童・保護者）
2	新入生説明会 全校集会 学習参観・懇談会 奉仕活動週間 地区児童会 ふれあい遊び	担任が学級の児童全員と面談 学校生活アンケート集計後全職員で情 報共有 生徒指導部会
3	卒業を祝う会 卒業式 修了式	生徒指導部会



### 学校外のいじめ問題の相談窓口

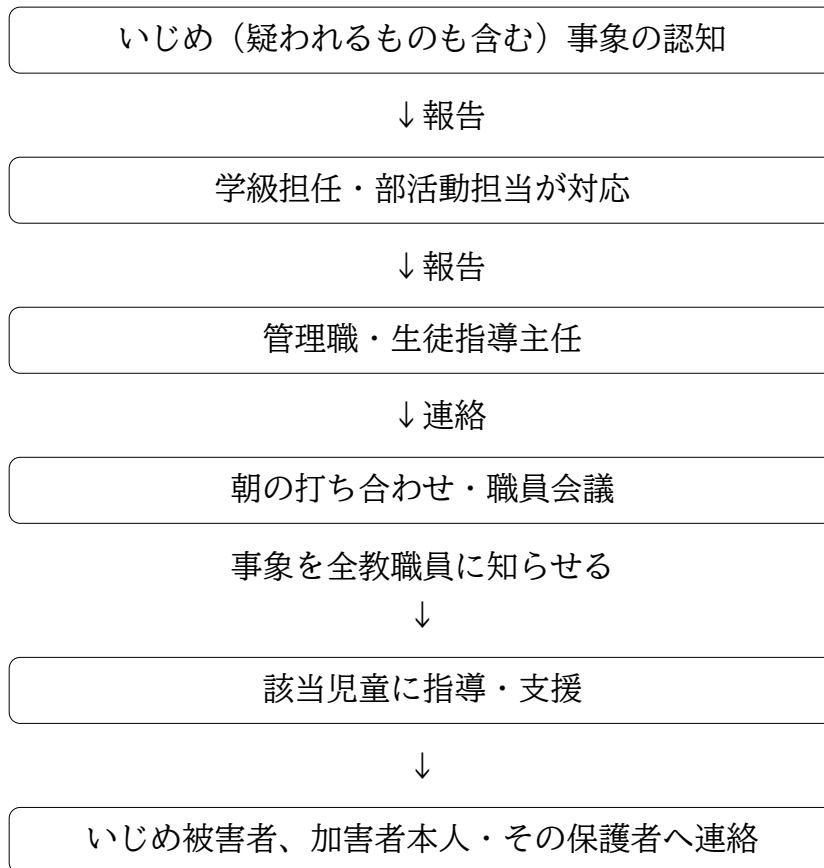
24時間子供SOSダイヤル（文部科学省） 0120-0-78310（なやみ言おう）  
 こどもの人権110番（法務省） 0120-007-110（月～金 8:30-17:15）  
 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446（県内のみ24時間）  
 流山市 子ども家庭課 家庭児童相談室 04-7158-4144（月～金 9:00-17:00）  
 流山市教育委員会指導課 いじめ防止相談対策室 04-7157-1683（月～金 9:00-16:00）  
 流山市教育委員会指導課 教育研究企画室 教育相談室 04-7150-8390（月～金 9:00-16:30）  
 流山子ども専用なやみホットライン 04-7150-8055（13:00-21:00）

◎学校内の窓口 担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、管理職（校長及び教頭）

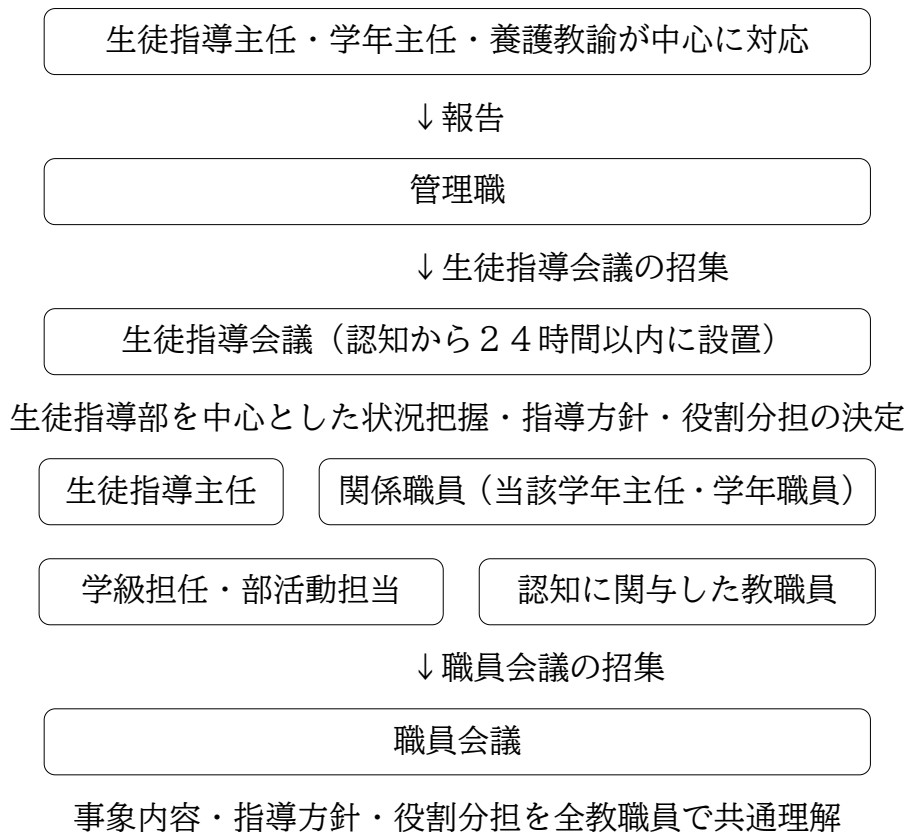
※本いじめ防止基本方針は、学校のホームページに公表する。  
 また、年度毎に本方針を見直し、必要に応じて改定をする。



(1) 学校内で解決を目指す事象



(2) 対応が複雑または困難と考えられるいじめ事象の認知





必要に応じて市教委・警察等の関係機関に相談



事象内容を市教委へ報告

該当児童に指導・支援



いじめ被害者、加害者本人・その保護者へ連絡

### (3) 校内では解決が困難な事象

深刻ないじめ事象の認知

↓報告

管理職・生徒指導主任

→報告

市教委

↓生徒指導会議の招集

生徒指導会議（認知から24時間以内に設置）緊急対策の検討

管理職を中心とした状況把握・指導方針・役割分担の決定

管理職

生徒指導主任

学級担任・部活動担当

関係職員（当該学年主任・学年職員）

認知に関与した教職員

市教委

警察・児童相談所・PTA・学校運営協議会

養護教諭

↓緊急職員会議の招集

緊急職員会議 事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解 事象の拡大防止

必要に応じて市教委・警察等の関係機関に相談、指導助言等必要な支援を受ける



該当児童に指導・支援

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施



いじめの被害者本人及びその保護者への連絡、加害者本人及びその保護者への連絡

### (4) いじめ重大事態

- ・いじめ重大事態とは、「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」または、「児童がいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」である。

いじめ重大事態の認知

↓報告

管理職・生徒指導主任

→報告

市教委

↓生徒指導会議の招集

生徒指導会議（認知から24時間以内に設置）緊急対策の検討

市教委と協議の上、管理職を中心とした状況把握・指導方針・役割分担の決定

管理職

生徒指導主任

学級担任・部活動担当

関係職員（当該学年主任・学年職員）

認知に関与した教職員

市教委

警察・児童相談所・PTA・学校運営協議会

養護教諭

↓緊急職員会議の招集

緊急職員会議 事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解 事象の拡大防止

いじめ防止対策推進法28条に基づき、事実関係を明確にするための調査を行う  
市教委・警察等の関係機関に相談、指導助言等必要な支援を受ける

↓

該当児童に指導・支援

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

↓

調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、  
事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

↓

市教委へ調査結果を報告する。

## ※留意すべき点

観衆や傍観者への指導支援	被害者への支援	加害者への指導
<p>みんなを守る態度</p> <p>伝えること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめられた側の心の痛み</li><li>・観衆や傍観者も加害者</li><li>・プライバシー保護</li></ul> <p>確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・カウンセリングの必要性</li></ul> <p>留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・観衆や傍観者が被害者になること</li></ul>	<p>共感的に受け止める態度</p> <p>伝えること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校として「何としても守る」という姿勢</li><li>・プライバシー保護</li></ul> <p>確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・身体の被害状況</li><li>・金品の被害状況</li><li>・警察への被害申告の意思</li><li>・カウンセリングの必要性</li></ul> <p>留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・再発や潜在化</li></ul>	<p>毅然とした態度</p> <p>伝えること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめは決して許されない行為</li><li>・いじめられた側の心の痛み</li><li>・自分の行為が重大な結果につながった</li></ul> <p>確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめに至った経緯の確認</li><li>・「自分がどうすべきだったか」「今後どうすべきか」を確認する</li><li>・カウンセリングの必要性</li></ul> <p>留意すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・加害者の心理的背景</li><li>・加害者が被害者になること</li><li>・プライバシーの保護</li></ul>

## ※状況把握、今後の対策

- ① 児童への聞き取りは複数の職員で行う。個々を大切にしたものとし、児童1人ずつ行うことを原則とする。
- ② 事実を明確にして、被害者及び加害者本人、保護者とともに今後の対策を考える。